

平成十七年六月十四日(火曜日)
午前十時開会

本日の会議に付した案件
政府参考人の出席要求に関する件

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

農山漁村滞在型茶暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

紙智子 日本共産党の紙智子でございます。最初にJAS法についてです。

それで、今回の法改正で新たに流通情報JAS規格が制定されることになりましたけれども、大臣は本会議の質疑で、この生産情報公開JASとそれから流通JASの一体化について、消費者が商品選択の際に生産と流通に関する情報を入手できる仕組みについても今後鋭意検討してまいりたいというふうにお答えになりました。トレーサビリティJASの制定に積極的姿勢を示されているわけです。

現在、青果物、それから鶏卵、目類のトレーサビリティガイドラインが示されているん

ですけれども、今後どのような品目でこの規格制定を考慮されるのか、まずお聞きします。

政府参考人(中山博喜)

まず、今回導入をいたしますのは流通JASであります。流通過程において付加価値が高まるような、あるいは特別の先進的な技術に基づいて管理された、そういうものについて新たにJAS規格を定めようとするものでございます。それから、生産情報の公表JASとしましては、既に牛肉や豚肉について規格が定められております。こういった生産とそれから流通を併せた新たなJAS規格というものについてどうかという御質問だと思います。

これにつきましては、大臣も鋭意検討ということで既にお答えしておりますけれども、それじゃ具体的にどうかとなりますと、これは消費者やあるいは事業者の方々の要望を聞きまして、品目ごとの流通実態を踏まえて個別にその規格、ニーズがあるところに設定をしていくということが必要でございますので、具体的に何か特別のものを今心に持っている、念頭にあるわけではございません。それはやはり関係者の方々の意見をよく承って、そして必要なものからそういうことが可能かどうかということを検討していきたいというふうにご検討しております。

紙智子 これから鋭意そういうものについて検討していくということかと思えます。

それで、関連して、牛肉のトレーサビリティ

1法について質問いたします。

私たちが、法律の制定当時から、外国産の牛肉にも、これトレーサビリティは義務付けるべきじゃないかというふうに主張してまいりました。農水省は、牛肉はBSEの発生国からは輸入しないと。未発生国の牛肉にトレーサビリティを義務付ける必要はないし、未発生国に義務付ければ、これは国際協定に抵触することをお答えをされておりました。二〇〇三年の五月でしたけど、私、この当委員会が質問したときにそういうお答えをされておりました。

ところが、現在農水省は、このBSE発生国からは輸入しないという姿勢を覆して、食品安全委員会に対してアメリカ、カナダというBSEの発生国からの輸入再開を認めるというわけです。発生国からの輸入を認めるという諮問をする以上、やはりこの外国産牛肉については、無条件でトレーサビリティ法の対象から除外するということになりまして、法律制定当時の外国産の牛肉を適用除外する理由が成り立たないことになるんじゃないかと、これ、大臣、いかがでしょうか。

閣下大臣(農林水産省)

牛肉トレーサビリティ法は、国内におけるBSE蔓延防止の基礎となることも、消費者に情報提供を行うことを目的としておるわけでありまして、それ自体が牛肉の安全性を直接保証する措置ではありません。したがって、トレーサビリティ

1を外国産牛肉に義務付けることは、国際協定に抵触するおそれがありまして、慎重な検討が必要であると私も考えております。

なお、言わばBSE発生国から牛肉を輸入しないという、従前それらの考えがあったことは承知をいたしておりますが、その後、言わばいろいろな国々からそういうような状態が、新たな状況が発生をいたしました。しかし、さばりながら、やっぱり我々は、あくまで科学的知見に基づいて食の安全、安心というものを大前提に、言わば国民の食を確保するといった義務を負っているわけでありまして、それらについての判断が基本的に変わったにいたしたとしても、やみくもにたよとすると、そういう方針ではなくて、言わば食品安全委員会、正に専門家の機関にかけて科学的にいろいろ検討を行う、また一方では、消費者の御意向等も十分聴いてこれらについての対応を今模索しているのが現状であります。

紙智子 ちょっと今の答弁ではなかなか理解できないといえますか、私、お聞きしたのは、

最初、二〇〇三年に質問したときに、やはり発生国からは入れないから必要がないんだというふうにご言っていたことが、今変える形になってきているわけですが、そういうこと、やっぱり最初に適用除外にしようと言っていたこと、自身の建前といいますか、そこがやっぱり違つんじゃないかと、成り立たないんじゃないかというところを質問したわけです。

その間いろいろな状況がありましたという話なんですけれども、そこがいま一つよく分からないと思っただけでも、ちょっともう一回きちつと説明をしていただきたいんですけれども。

閣僚大臣(農林厚労省)

要は、例えばアメリカを例に取ると分かりやすいのですが、我が国の約三〇%前後の輸入の対象になっている国々、こう申すべきかもしれませんが、この国が実は二〇〇三年の時点ではBSEが発生しておらなかった。したがって、そういうものを予定していないという答弁の中には先を予見する言わば判断が欠けていたかもしれません。現実にはそういう問題が起きても、我々はあくまでその安全、安心のための全頭検査等を実際に断行して、その結果、数多くの牛の検査を行ったことによりまして、言わば安全性が確保できると判断する大体の目安を作った。現在御検討いただいているというところでございます。これらも決していい加減な検査をしているわけではございませんし、検討については慎重の上にも慎重で、国際的にはむしろ厳しい批判が飛んでくるくらい、我々はあくまで慎重に誠実にこれらに当たっているわけでございます。ですので、事情の変化があったことは認めますけれども、御理解をいただきたいところであります。

紙響子

外国から入ってくる肉でもって、日本の例えは加工場なんか六割がそれで占めているという中で、国内ではトレーサビリティというところまでやっているわけでも、や

っぱり輸入しているものに対してやるべきじゃないかというところで、そのことでやり取りがあつて、それで、いや、未発生国なんだと言つていたわけだけでも、発生している国から入れるというところになつたら、当然これまた検討すべきじゃないかというふうに私は思つたんですよ。

それで、日本への輸入のプログラムでいいますと、輸入できる牛肉は生後二十か月齢以下というわけですが、アメリカではトレーサビリティシステムはないと。出生証明があつて月齢が分かるのはせいぜい一%以下しかないわけですが、肝心のこの月齢判定ということについて、群れ単位で推定するかあるいは肉質で判断するといつ極めてあまいなものなわけですね。私たちはこういう条件の中で輸入再開は許されないと、いふふうに思っているわけですが、もしこれ、諮問とおり輸入再開ということになりますと、いふことで生まれたのかも分からない牛肉が店頭に出ることになると思つたんですよ。これで安心、安全が確保できることはとても言えないと。外国産の牛肉は対象外という規定は、これやっぱり早急に見直すべきだと思つたんですけれども、いかがでしょうか。

政府参考人(中川博)

まず、今回、アメリカ、カナダからの輸入につきまして、その条件を食品安全委員会に諮問しておりまして、けれども、その基本的な考え方は、今回輸入をされる牛肉の安全性が国内で流通しているものと同等かどうかということを含め食品安全委員会に

聴いて、そのところをチェックをしていただくと思つているわけでありまして、決して輸入再開して入ってくる牛肉が、そのリスクが高まる、それを容認するといふふうな考え方をしているわけではございません。したがって、将来、食品安全委員会の答申が得られて輸入再開されたとしたしますと、その条件の下で入ってくる牛肉のリスクというものは何ら日本の国内のものより高まつてはならないと。そこはきちつと担保をしていきたいといふふうに思つております。

それから、その際の条件でありますけれども、二十か月以下の牛から取られたといいますが、牛に由来するものあるいは特定危険部位を全部の月齢のものから取るといった、そういう附加的な条件を付けてありますけれども、この二十か月をどう判断するかというところ、このところにつきましては、アメリカではおっしゃるようになつて、トレーサビリティシステム、個体識別制度はまだ完成しておりませんから、その中で、国としてはどうですか、生産記録を持っている農場もあります。したがって、それがあつたところではその生産記録によつて二十か月以下ということを確認する。これは先生、一%とおっしゃいましたけれども、現状では一割近くあるんじゃないかと思つておりますし、このことは現場で努力をすれば更にその情報は整備をされていくといふふうに思います。それから、そうでない場合に成熟度でもって二十か月を判断する、この方法も今回諮問の中に一つの条件として、二十か月判別をする条件

として情報提供いたしておりますが、これも、くどいようですが、日本の専門家六人の方々にその妥当性について検討をいただいて二月の八日に報告もいただいております。それに従つて十分その信頼のできる方法として、私どもとしては一つの条件として入れてはどうかといふふうに考えているところでございます。

紙響子

今の話を聞いていますと、結局輸入牛肉に対してもそういうトレーサビリティのシステムは必要ないということなんではないか。

政府参考人(中川博)

必要であるといふか、それを相手国に義務付け要求をしていくとなりますと、それはトレーサビリティシステムというのは直接安全を確保するものではなくて、万一そういう疾病、瘧疾が発生したときに、この農場由来のものかといふふうな、そういう防疫対応をするための仕組みといふのがこの制度そのもののねらいでありまして、したがって、そういうものを、つまり安全確保のために必要な最小限度のものではないものを相手国に要求するとなると、SPS協定上それは過剰な要求だといふふうになつた。そういった点でWTO上争われることになると、またその争われた場合にはSPS協定に照らすと、それは過剰な要求だといふふうには判断されるおそれがあるので慎重に検討をしたいといふことでございます。

紙響子

ちよつとこの問題はわかりやうに、また全然納得していないんですけれど

も、時間が過ぎてしまつので、いずれ二十七日に再度そういう機会があると思ひますからやりたいと思ひます。

それで、次に米産のジャガイモの輸入解禁問題について質問をしたいと思います。

それで、植物防疫法で現在は輸入禁止されていますが、米産の生のジャガイモが加用に限って来春にも輸入が解禁されるということが報道されていて、産地では未発生の病害虫の侵入の危険性が増すと危険感を強めています。それで米国の側はどのような検査条件を提示しているのか、それから輸入解禁の手續の進行状況がどうなっているかということ、まず詳しくお話ししてほしいと思ひます。

政府参考人(中山担書)

これまでアメリカにはジャガイモのがん腫病あるいはジャガイモシストセンチュウが発生しているという記録がございます。こういふことから、生鮮ジャガイモの輸入はこれまで植物防疫法により禁止をしてきたわけでありませんが、昨年の八月に米国からポテトチップス用のジャガイモに限定して輸入解禁の具体的な提案がありました。

現在、その病害虫が我が国に入らないようにと、侵入防止をするという観点からこの具体的な提案があつたことからそれを今検討しているところでございます。その際に、この具体的なアメリカ側の提案の中身をいふこととございませぬが、端境期にポテトチップス用のジャガイモを日本に加工工場へ直接コンテナのような形で密封をしてその工場に直接搬入をす

ると。また、その際には米国ではジャガイモのがん腫病あるいはジャガイモシストセンチュウの発生のない州において生産されたものに限定をするし、そこに付着している土などはブラッシングをして落とすといふようなことであるいは先ほどもちょっと言いましたが、そのコンテナによる密封といふことと、他に汚染をしないようなそういう配慮を行つた、こゝういふ幾つかの具体的な条件を付して提案があつたわけでございます。これを、まだ結論は出ておりませんが、こゝういふ提案に対して技術的な検討を今行つていふところでございます。

紙屋記者

今、具体的な提案があつたといふことにお答えになつた中身、土はブラッシングで落として密閉してコンテナでいふ話なんですけれども、これはこれまで余り変わらないういふことと思つたんですけど、これまでアメリカからは再三この解禁の要求が出されてきて、最初八四年だつたと思ひますけれども、それでこれが、農水省はこれまでの提案に対しては拒否してきたと思つたんですけど、二〇〇二年の六月に当委員会と同様の条件で、つまり米国で生鮮のジャガイモをコンテナに詰めて封印をして日本の加工工場に直接搬入するといふ条件で輸入解禁の要請があつて、このとき農水省は、輸入前に国内で消毒措置等のリスク管理を取つていふわけじゃないと。それから、アメリカの主張ではちゃんとした検査措置、病害虫の侵入防止措置が取られていないといふことで、あなた方の主張は採用で

きませんといふ回答をしているといふように答えられたんですけど、それがこゝにきて大きく変わったのはなぜなのかといふことで、ちょっとこれ大臣にお聞きしたいと思つたんですけども。

閣僚大臣(農水省)

ポテトチップス用生ジャガイモの輸入解禁につきましては、これまで米国側から要請がありましたけれども、従来は具体的な検査条件が示されず、当方で具体的な言わば検討ができなかつたといふ経緯があります。こゝうした中、米国側からは昨年八月に具体的な検査条件が今度は示されましたために科学的、技術的な検討に着手したところでありませぬ。

いずれにいたしましても、リスクがあるものは我が国に輸入しないといふ基本的な方針には何ら変更はありませんので、申し添えたいと思ひます。

紙屋記者

今回、米側が具体的な提案を示したのは、日本ポテトチップス協会です、これが加工用の生のパレイシヨを期間、数量、方法を限定して輸入可能とする構造改革特区の申請をしていると、それに対して農水省は一度否定、拒否したわけですよ。そうしながらもこの特区推進本部に再検討を要請されて、輸出国と、輸出側と連携して具体的な病害虫の侵入防止策を提案していただければこの構造改革特区要望にかかわらずその内容について検討すると回答したのがきっかけになつていふんじゃないでしょうか。科学的、技術問題といふことに言つたわけけれども、結局この規制緩和

の要求に押されて農水省が輸入解禁に向けて道をつけたといふことになるんじゃないでしょうか。違いますかね。

政府参考人(中山担書)

特区の要求として出ていたのは事実でありますけれども、こゝういふ植物防疫、あるいは動物検査といったものはその特区のような形でそこだけ認める、あるいはそれが良ければそれを全国に広めるといふ性質になじまないものですので、特区での要求といふものにはこたえられないといふことを我々として申し上げたわけでありませぬ。

で、その特区といふことではなくて、こゝうすればシストセンチュウのリスクはなくなるはずだと、こゝういふ具体的な条件を付して今回アメリカ側から提案があつたわけですから、こゝういふ具体的な提案に対して我々も専門的な見地から検討を行つたといふことは当然必要なことだといふことと思つております。

ただ、申し上げませぬけれども、今、大臣からお答えがありましたように、リスクを高めるような形で認めるとか、こゝういふ方向性を持つて検討しているわけはございません。あくまでもこの当該病気が日本に入るリスクがあるかないか、その観点から検討をしているといふことでございます。

紙屋記者

心配をするのは、このアメリカには現在日本の国内では未発生のパソタイプ、まあ寄生型といふんでしょうかね、ジャガイモのシストセンチュウの発生が確認されていると。このシストセンチュウはジャガイモを枯死させて密度が高ければもう半作以下といふ、本

当に面積で見ても半分くらいしか取れないというような事態になってしまつて、もし我が国の侵入を許せば根絶は不可能と言われていてジャガイモ生産が大打撃を受けるというのを目に見えているわけですね

北海道では、七二年にRオーというんですかパソタイプのジャガイモシストセンチュウが侵入して大変な苦勞を強いられると。既に多発地帯になっている後志管内ではこのジャガイモをほかの作物に切り替えるというふうなこともしなきゃならなくなつた。

ジャガイモの主要産地である十勝管内というのは、種芋の生産でも全国のお四五%のシェアを持つてゐるわけです。この種芋の生産ができなくなるといふことになったら大変だということ、道内ではこの発生地域で徹底した封じ込め対策、それから抵抗性の品種の開発普及ということ而努力して、産地を守るための必死の取組をしているわけです。そこに新たなパソタイプのシストセンチュウが入ってくると、現在やっている抵抗性品種というのはいえないうつことになるわけですね、そうすると、やはり産地への打撃というのは本当に計り知れないといふことで侵入の機会をやつぱり与えてはならないといふふうに思つたわけです。そこでなんですけれども、アメリカが提示した条件で一〇〇%侵入しないといふふうに言えるんではないか。

政府参考人(中山坦書) まだその点につき、その点といいますが、今回の具体的な提案に対します検討を行っている途中でございませう。

ういつた一〇〇%云々といった結論についてはまだ得られておりませんので、その点についてのお答えは控えさせていただきますと思ひます。

紙屋三書 今、途中といふことなんですけれども、本心に慎重に見ていかなきゃいけないことだといふふうに思つています。

それで、農水省自身が二〇〇三年の八月に日本ポテトチップス協会の要請に対して回答をしているわけなんです、その中で言つている答えは、特にバレイシヨに甚大な被害を与える細菌、それから糸状菌などの中には、土壌中に三十年以上潜伏するものや他の野菜類にも被害を及ぼすものもあると。このため、海外から我が国に未発生の病害虫が侵入した場合に、一つは、バレイシヨのみならず他の野菜に対しても甚大な被害を与えるおそれがあること、根絶が困難なこと等々を生じるといふことがあると。したがつてといふことで、一つ、生産国の植物防疫機関との技術的な検討を踏まえた輸出側の圃場の検査、生産物の検査等の植物防疫措置と、それから二つ目に、我が国への輸入時における隔離検査に代わる迅速な病害虫の検査技術、三つ目に、輸送方法や加工施設の要件や、加工工程ですね、排水・残渣処理における病害虫の分散防止技術などを検討して適切な病害虫の侵入防止技術を確立する必要があるといふふうに言いつつ、しかしながら、これらの技術確立は極めて困難であるため、本提案を採用した場合には我が国の未発生病害虫が侵入するおそれが高いことから本要請の採

用は不適當といふことで回答して、言わば病害虫を一切持ち込まないような技術確立は困難といふこともそこで言つてゐるわけです。

病害虫の侵入の可能性が否定できない方法での輸入解禁といふのは私はやつぱり断固認めるべきでないといふふうに思つてゐるんですけれども、この点、最後にちょっとお答えいただきたいと思います。

政府参考人(中山坦書) 先ほども申し上げましたが、リスクが高まるよつなことをするつもりはありません。

具体的に、科学的、専門的な見地からそれらの今回提案のあつた中身についてチェックをし、また現地を視察をする、あるいは現地の調査をするといふふうなことも考えております。十分考え得る万全の点検をした上で、そして最終的な判断をしたいといふふうに思つております。

繰り返しますけれども、リスクを高めるのではなくて、そついつた様々なリスクが予想されるのであれば、そのリスクの程度を評価をし、それに適切な対応をして、それが本心にうまく対応してリスクを高めることにならないか、そついつちチェックをすることが大事でありまして、その上で結論を得たいといふふうに思つております。